

商業機能回復支援補助金 令和元年度申請受付の御案内

宮城県では、東日本大震災により甚大な被害を受けた商業者の方々が、店舗を復旧（補修や建替、借上店舗の内装など）するために必要な費用の一部を補助します。

＜ご注意＞

補助金の申請ができるのは、要件を満たす方に限られます。また、原則として令和2年3月31日までに復旧を完了するものが対象となります。（既に復旧を終えている場合も対象となります。）

なお、補助金の支払いは、施設・設備の復旧が完了し、工事代金等の支払いが終わった後になります。

さらに、補助金を使って購入・修理した施設や設備は、県の許可がなければ譲渡や処分をすることができません。

※過去に当該補助金を廃止した事業者で、施設等の復旧の準備が整った場合は、ご連絡下さい。

補助対象者

○次のすべてに当てはまる中小企業者

- ①卸売業、小売業、飲食業、サービス業 等に從事
- ②施設[店舗、事務所等]の被害が全壊又は大規模半壊
- ③被災した施設及び復旧する施設の所在地が県内
- ④国・県が実施する施設設備関連支援事業を利用してない
(※中小企業基盤整備機構による仮設施設整備事業のみを活用している方が、仮設を退去し、本設復旧する場合は対象)
- ⑤補助対象経費が200万円（税抜）以上

補助対象経費

○施設・設備の復旧に要する経費

(※借上経費は、対象となりませんので、
ご注意ください。)

補助率

補助限度額

○施設の被災程度が「全壊」の場合

補助対象経費の45%以内

上限270万円 下限90万円

○施設の被災程度が「大規模半壊」の場合

補助対象経費の35%以内

上限210万円 下限70万円

申請受付期間

○令和元年11月1日（金）～12月2日（月）

問い合わせ先

宮城県 経済商工観光部 商工金融課 商業振興班

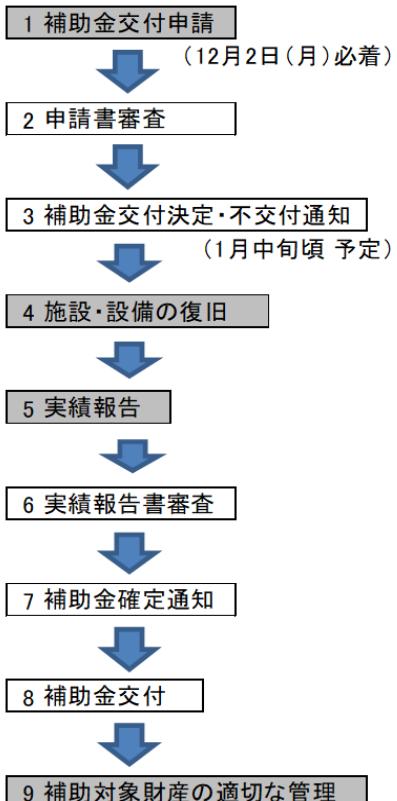
電 話：022-211-2746（直通） FAX：022-211-2749

Eメール：syokokins@pref.miyagi.lg.jp

ホームページ：<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/>

〈申請から交付までの流れ〉

… 事業者 … 県



補助金の申請ができる方の要件

▽補助金を申請できるのは、次のすべてに当てはまる中小企業者です。

- ①震災時に卸売業、小売業、飲食業、運輸業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、サービス業を営んでいた方
(対象になる業種、ならない業種の主なものは下記のとおりですが、詳しくは県ホームページ等に掲示する補助金募集要領をご覧いただけます。お問い合わせください。)
(複数の業種にまたがる場合は、主たる(売上高の最も多い)業種で判断します。)
- ②施設[店舗、事務所等]の被害が全壊又は大規模半壊である方
(原則として、市町村が発行する災証明書が必要です。)
- ③被災した施設及び復旧する施設の所在地が県内である方
- ④国及び県が実施する東日本大震災における施設設備関連の復旧等の補助事業を利用していない方
(ただし、独立行政法人中小企業基盤整備機構による仮設施設整備事業のみを活用している方が、当該仮設施設を退去し、本設復旧する場合は対象とします。)
- ⑤補助対象経費が200万円(税抜)以上の方

■対象となる主な業種■

卸問屋、小売店、飲食店、運送業、理美容業、保険代理店、建設業、助産所、療術業、歯科技工所、消毒業、自動車整備業など

■対象とならない主な業種■

農業、林業、漁業、製造業、宿泊業、病院、診療所、保育所、福祉・介護施設、金融業、など

補助対象経費

▽補助金の対象になるのは、「店舗」の復旧(補修、建替、借上店舗の内装費)と、そ

の店舗の中に設置する「設備」の復旧に要する経費です。(※借上経費は対象外です。)

▽他の事業者に貸し出すための店舗(貸店舗)は対象なりません。

▽「設備」については事業者の資産として計上するものに限ります。(備品などは対象なりません。)また、補助事業以外の用途にも使用可能なものは対象なりません。

■対象となる主な経費■

店舗補修費、店舗建替費、借上店舗内装費
設備修繕費、設備入替費

■対象となる主な設備■

商品陳列棚、厨房設備、理容椅子

■対象とならない主な経費■

土地購入費、土地造成費
借上店舗の家賃

■対象とならない主な設備■

パソコン、車両、船舶
(他の用途に使用可能であるため。)

申請書類

▽下記ホームページからダウンロードできます。また、申請書提出先でも配布します。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/>

申請受付期間

申請書提出先

▽令和元年11月1日(金)から12月2日(月)まで【必着】

※ 平日午前9時から午後5時までの受付となります。

※ 郵送の場合は「県庁商工金融課」あて送付してください。

▽提出先

■県庁担当課■

○宮城県経済商工観光部 商工金融課

仙台市青葉区本町3-8-1 [TEL022-211-2746]

■最寄りの県地方振興事務所■

○大河原地方振興事務所 地方振興部

大河原町字南129-1 [TEL0224-53-3199]

○仙台地方振興事務所 地方振興部

仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 [TEL022-275-9114]

○北部地方振興事務所 地方振興部

大崎市古川旭4-1-1 [TEL0229-91-0744]

○北部地方振興事務所 栗原地域事務所 地方振興部

栗原市築館藤木5-1 [TEL0228-22-2195]

○東部地方振興事務所 登米地域事務所 地方振興部

登米市迫町佐沼字西佐沼150-5 [TEL0220-22-6112]

○東部地方振興事務所 地方振興部

石巻市あゆみ野5丁目7番地 [TEL0225-95-1414]

○気仙沼地方振興事務所 地方振興部

気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6 [TEL0226-24-2593]